

種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件
の一部を改正する告示の概要

令和2年3月
農林水産省
食料産業局知的財産課

1 改正の趣旨

- (1) 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める農林水産植物（以下「植物」という。）の区分ごとに品種登録の審査の指標となる「重要な形質」を定め、これを公示することとしている。これを受けて、平成20年4月1日農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）において、当該「重要な形質」を定めている。
- (2) 今般、
- ① 農林水産省令において、植物の区分を新たに定めることに伴い、当該区分ごとに、審査の指標となる重要な形質を定める必要があること
 - ② 既存の区分の重要な形質について、審査の運用結果を踏まえた見直しが必要であること
- から、本告示について所要の見直し。

2 改正の内容

- ① 農林水産省令で新たに定める12区分について重要な形質を新設。
なお、「その他観賞樹」、「その他球根類」、「その他ラン類」、「その他草花（その他球根類及びその他ラン類を除く。）」については、当該区分内の植物の品種記述に対応可能となるよう設定。
- ② 審査の運用結果を踏まえて見直しが必要と認められる2区分の重要な形質について改正。
- ③ 区分の字句の修正

3 施行期日

令和2年3月16日